

建設現場における労働災害防止対策等について

2024 労務安全トップセミナー



東京労働局労働基準部安全課

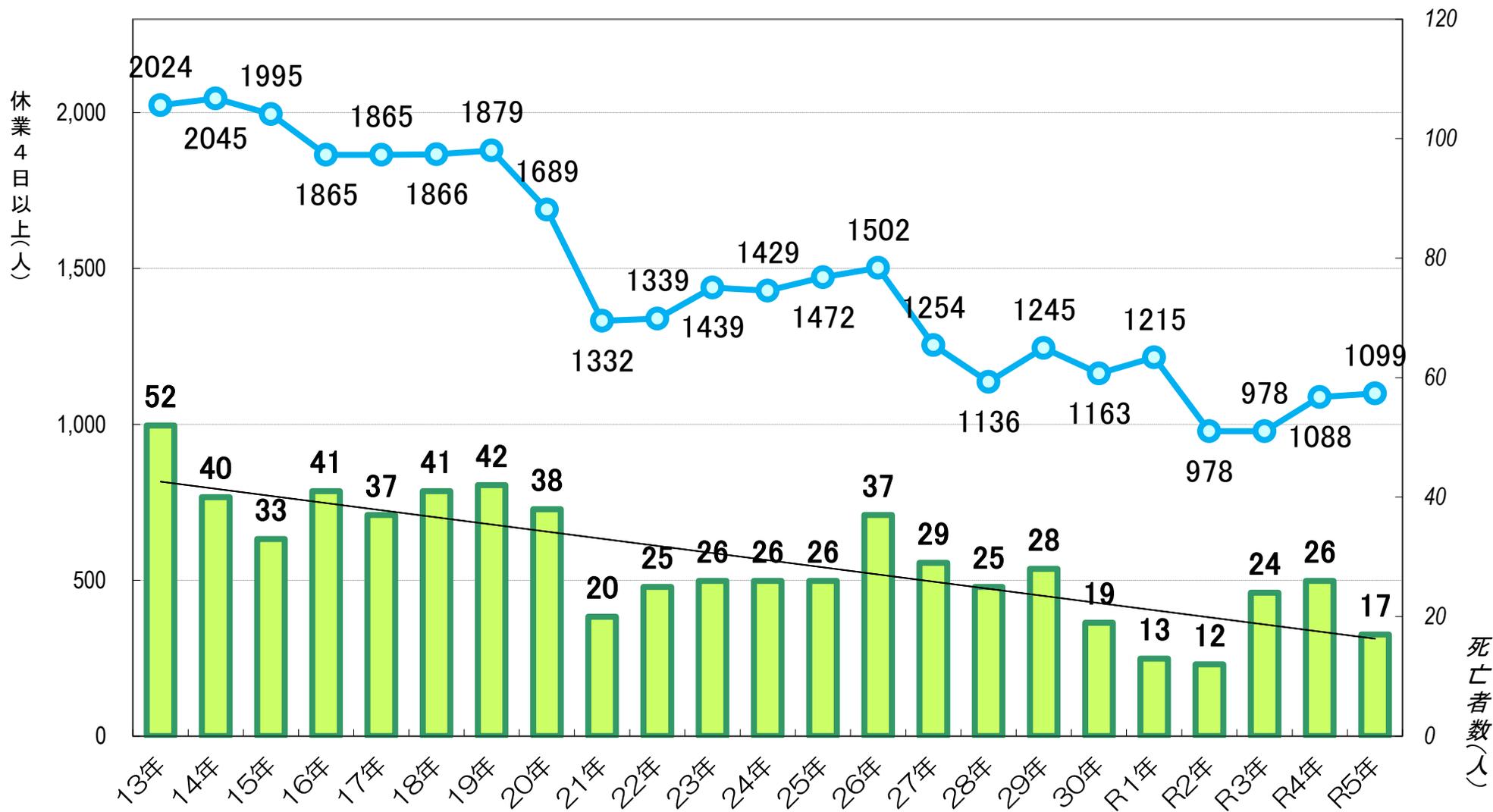
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



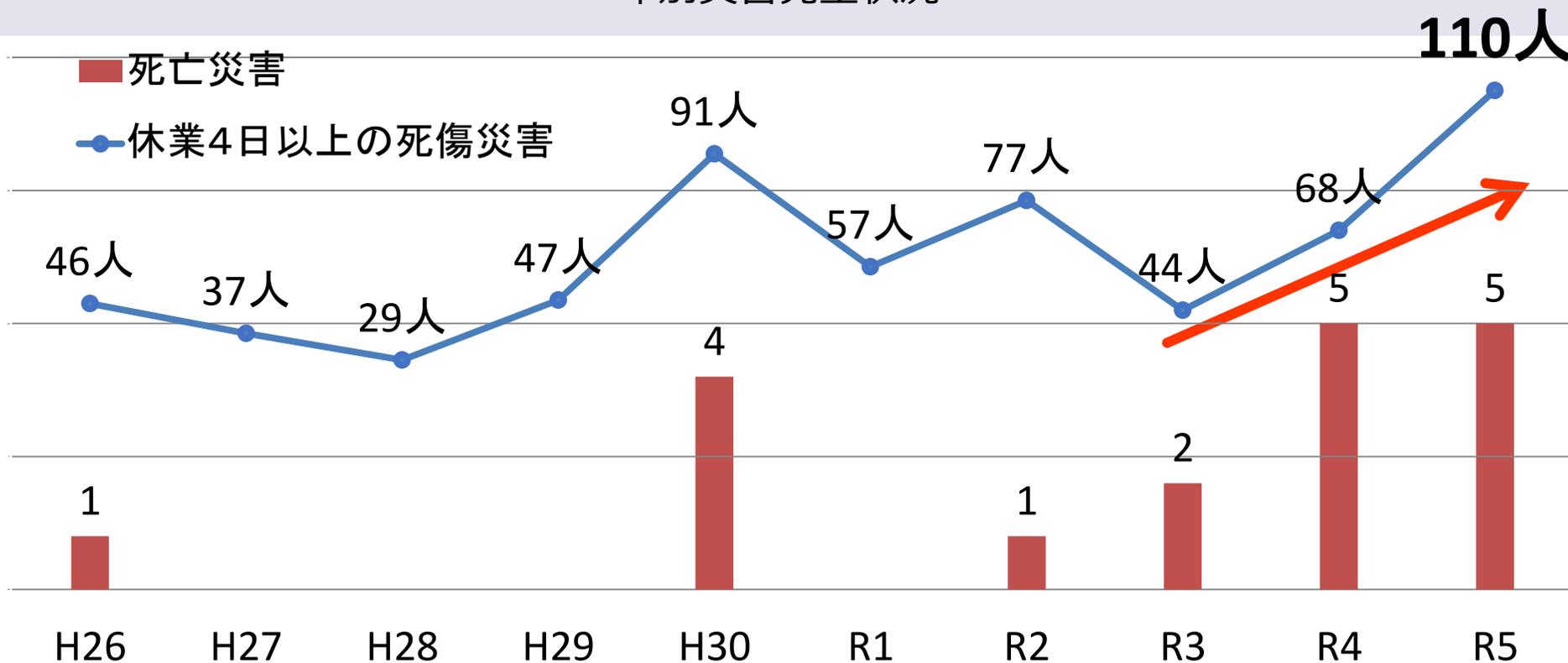
労働災害発生状況について



建設業における 東京労働局管内の労働災害の推移



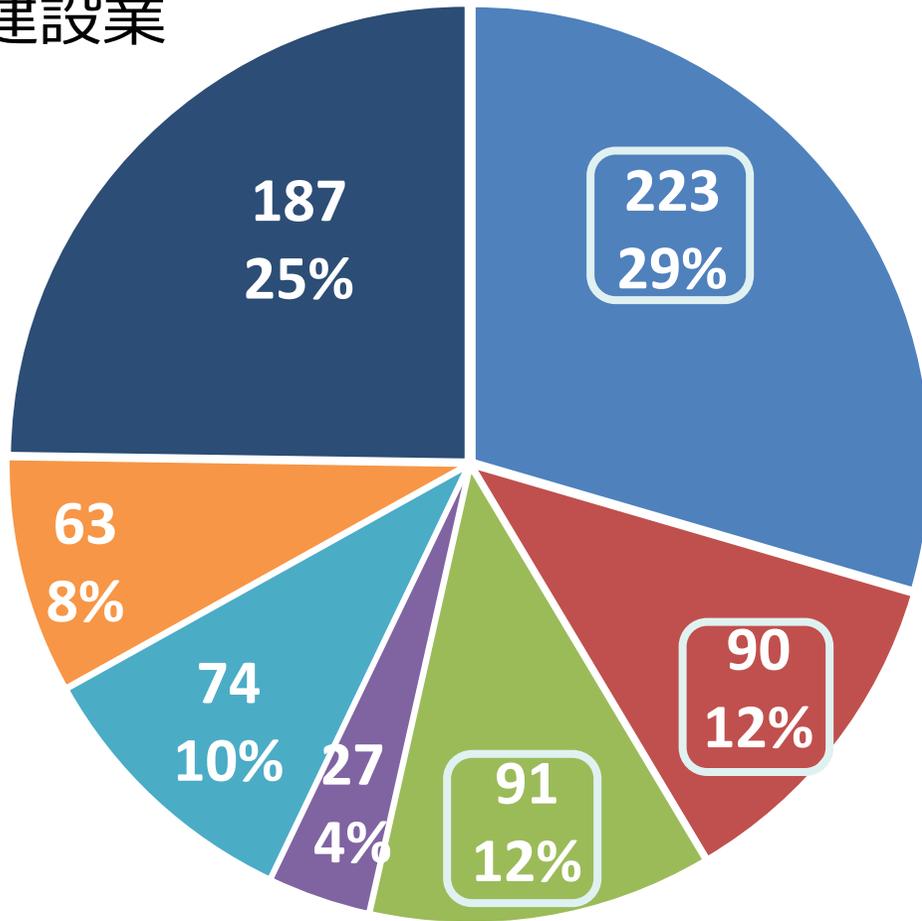
年別災害発生状況



業種	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	小売業	ビルメンテナ ス業	廃棄物処 理業	警備業	その他	計
R5年休業	6	24	12	8	5	4	23	28	110
R5年死亡	0	3	0	1	0	0	1	0	5

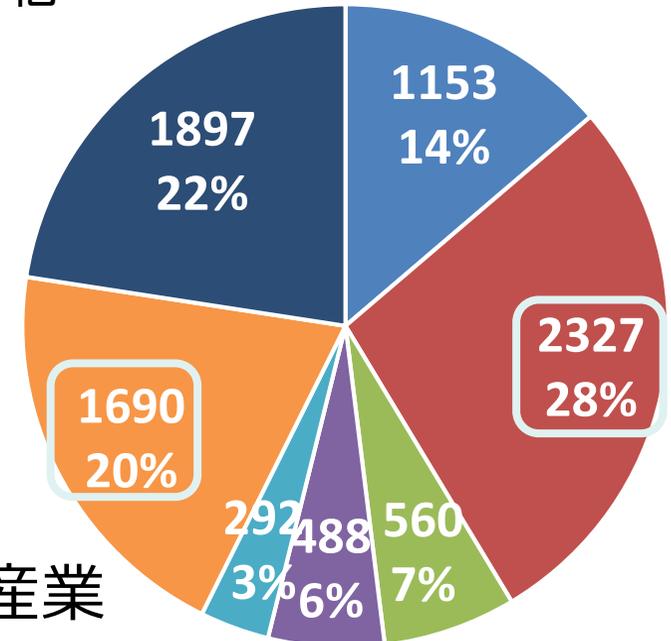
事故の型別災害発生状況

建設業



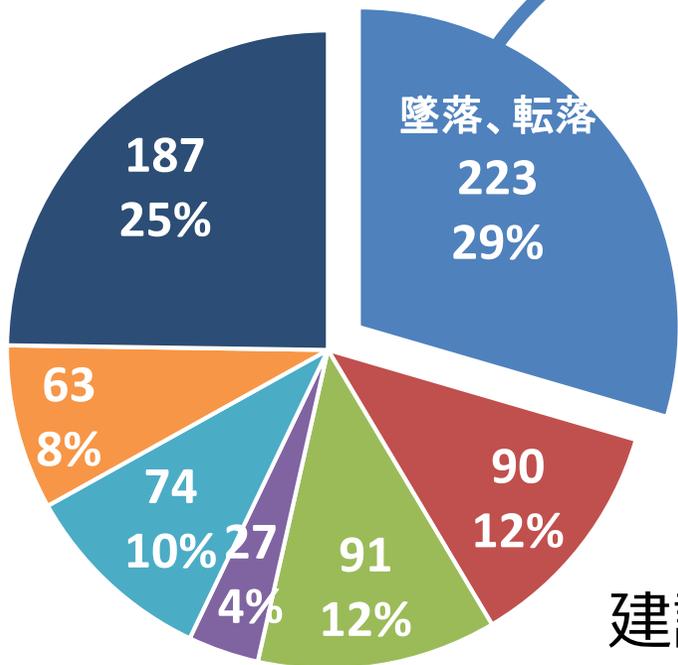
- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作
- その他

全産業



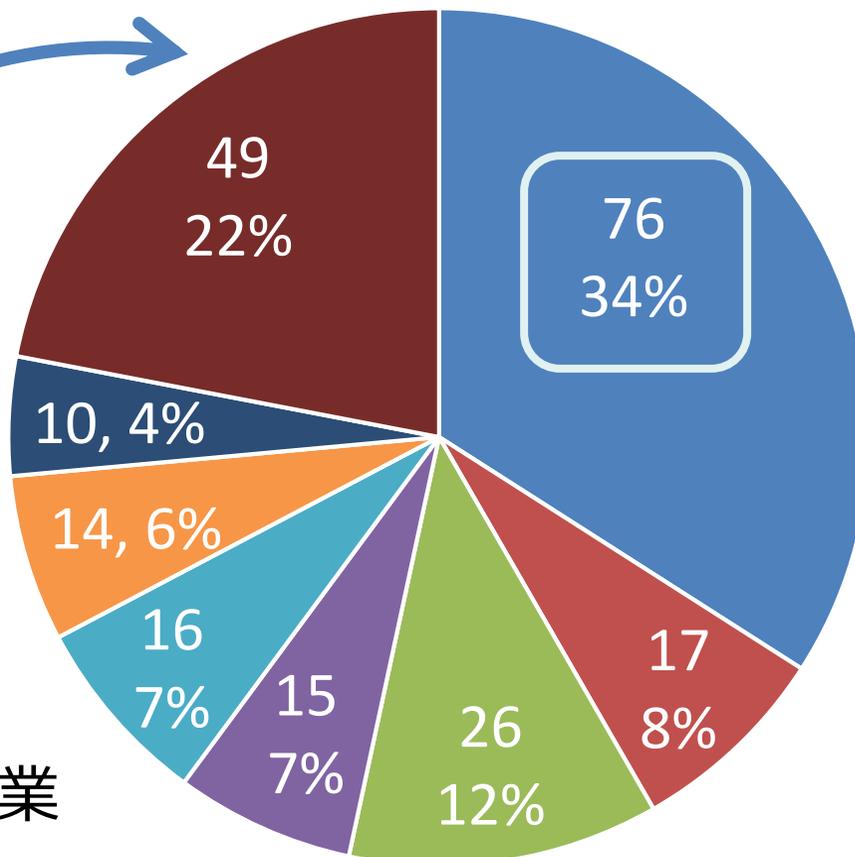
起因物別死傷災害【建設業】

- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作



墜落・転落災害における 起因物別発生状況

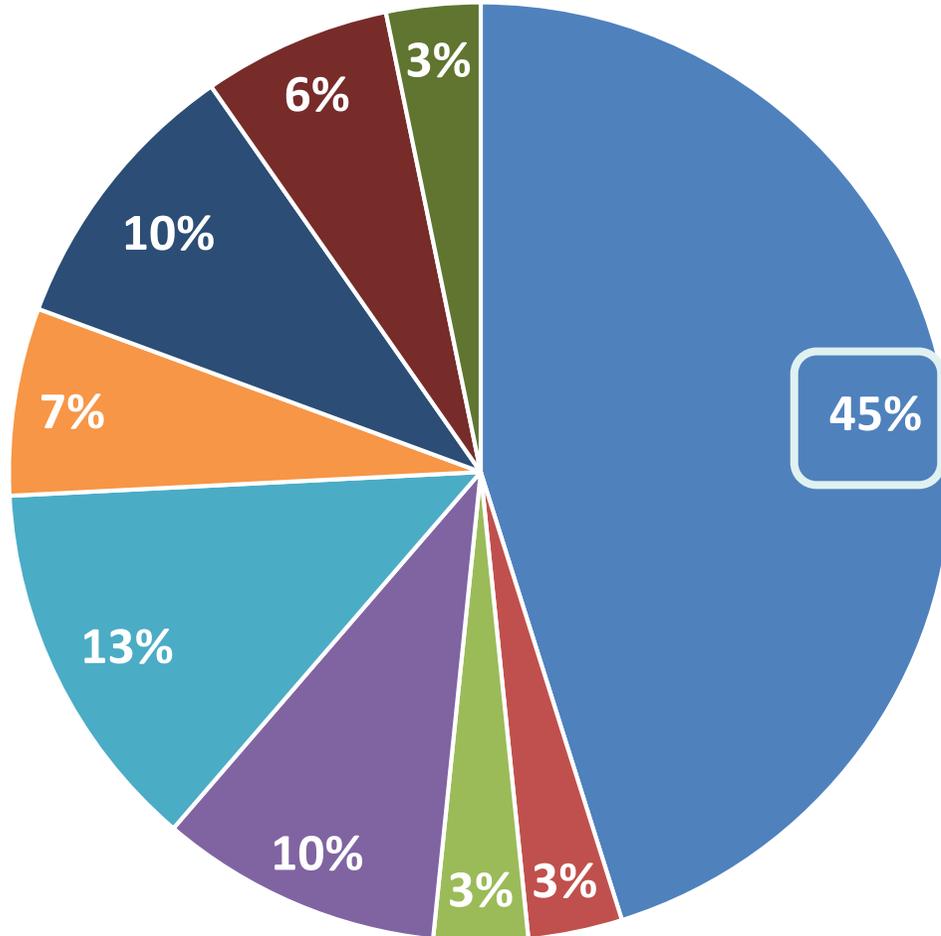
建設業



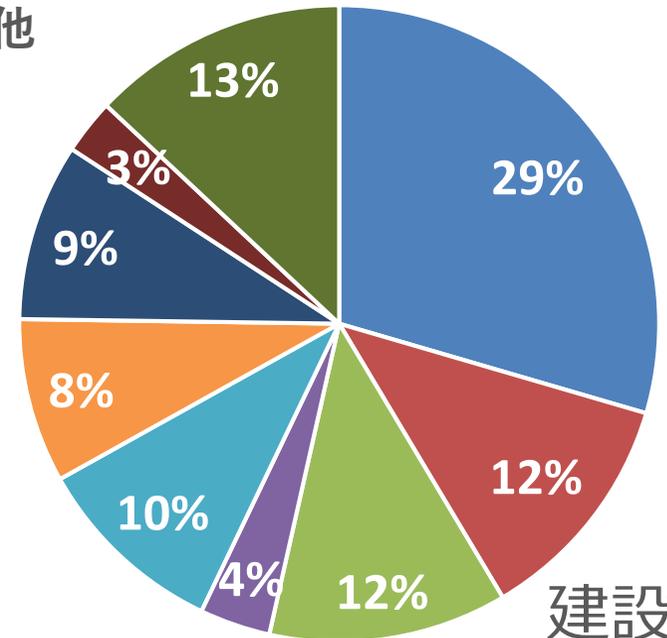
- はしご等
- トラック
- 足場
- 建築物、構築物
- 階段、栈橋
- 開口部
- 作業床、歩み板
- 上記以外

事故の型別災害発生状況

木造家屋建築工事業



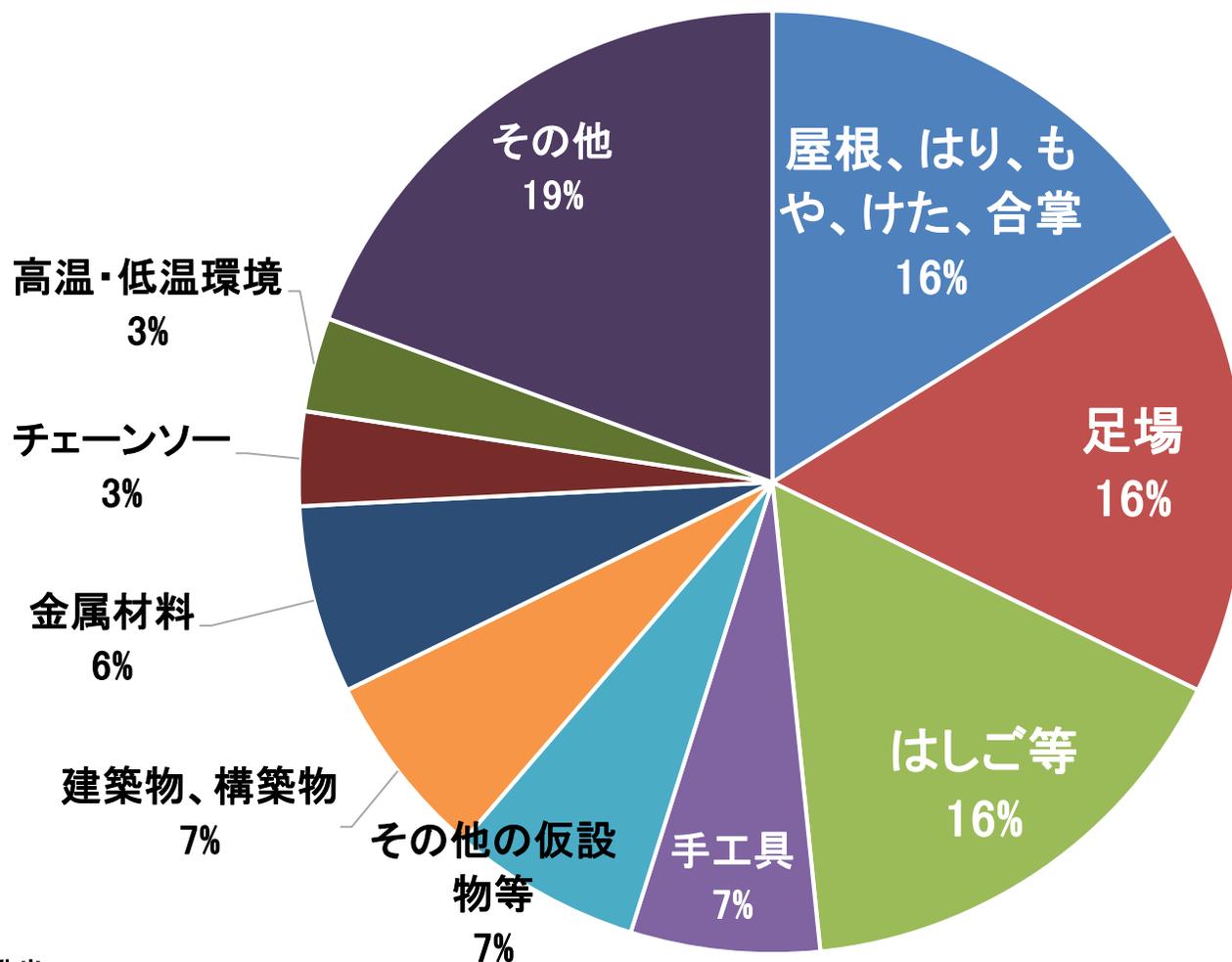
- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作
- 切れ、こすれ
- 高温・低温の物との接触
- その他



建設業

令和6年 起因物別死傷災害【東京労働局管内、木造家屋建築事業】 (令和6年10月末現在)

起因物別死傷災害 木造家屋建築工事業



事故の型別 死亡災害発生状況

(R6年10月末現在)



月別死亡災害・死傷災害の推移【東京労働局管内、建設業】 (令和6年10月末現在)

20 建設業



- ❑ 鉄筋圧接業務の補助者が熱中症により死亡
- ❑ 土木工事現場での作業を終え、会社に戻った後、熱中症を発症し死亡
- ❑ 学校のグラウンド改修工事に従事していた作業者が帰宅後、熱中症を再発し死亡
- ❑ 高所作業車のアウトリガー張出作業中に、高所作業車が逸走し、当該作業者が轢かれ死亡
- ❑ バックホウで敷き鉄板を移動中、当該機械が転倒し、作業の補助業務を行っていた者が同機械の下敷きとなり死亡
- ❑ 高架駅の工事で道路上から当該駅を高所作業車で点検するためバケットを上昇中、バケットの手すり点検箇所との間に頸部が挟まれ死亡
- ❑ コンクリートポンプ車輸送管内の生コン除去作業を圧縮空気を用いて実施中、ホースの先端から洗浄ボールが飛び出し、その反動で振れたホースに激突され死亡

建設機械等の転落・転倒防止のための対策について

重機による事故対策6つの盲点

1 土木工事で最も死亡災害が多いのは重機の稼働時ではなく移動時。

具体的には、

○仮置きしていたバックホウが邪魔になったので、これに乗り込んで動かそうとしたところ、路肩が一部崩れ、バックホウが約4メートル下の谷川に転落

○トラックへのバックホウ積み込み作業中、荷台から道板が1枚外れてバックホウが転倒、作業員がバケットの下敷き

○作業終了後、道路を開放するために、バックホウを空き地まで移動させていた際、交差点を左折したところで誘導員が挟まれた

といった死亡災害が発生しています。こうした作業は、作業中ほどの危険性を認識していないため、油断が生じてしまうのでしょう。

測量や写真撮影をしている人が重機に背を向けていたため、後退してきた重機に気付かずにはねかれてしまう。バックホウのエンジンを始動させて状態を確認している際、突然、バックホウの一部が動き出し、修理していた作業員が災害に巻き込まれる。こんな事故が意外に多いのです。

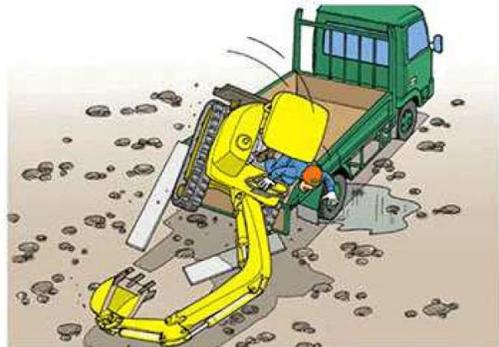
バックホウで最も危険なのは旋回時ではないわけ

●この状況で予知される災害は？
工事現場の地盤が悪いところで、2トントラックの荷台からドラグ・ショベルをおろそうとしています。地上から荷台には2本のアルミ製の道板を掛け渡しています。さて、この状況からどんな危険が予知されるでしょうか？



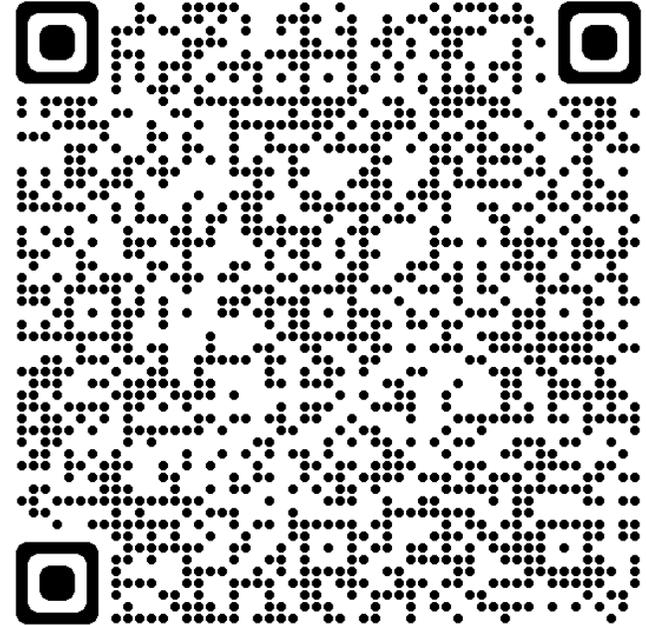
©1999SACL

●こんな災害が発生しました！
道板が急に外れ、ドラグ・ショベルが横転し落下、運転員が下敷きになりました。



©1999SACL

●災害発生防止のポイント
1. 重機の積み降ろしは平らで固い場所において行う。
2. 道板を使用するときは、十分な幅と強度をもったものを使用する。また、道板は適切な勾配で確実に取り付ける。



第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度） ～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、「Safe Work TOKYO」の下、

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」を



ロゴマーク

キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。

目標

※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり

- ◎死亡災害： ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
- ◎死傷災害： ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

アウトカム指標（期待される結果）

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進
転倒災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。
転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。
60歳代以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。

- 業種別の労働災害防止対策の推進
建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

トップによる安全衛生方針の発信をお願いします！！

設定した指標を達成するため、適宜、検証を行っていきます

建設業における死亡者数を2022年と比較して
2027年までに15%以上減少させる。

熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策
⇒ 安全衛生意識の啓発及び波及効果が期待できる安全衛生教育のツールの作成、発信を図る。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
⇒ “SafeWorkTOKYO” のロゴマークを活用して、「行政が進める安全衛生対策の見える化」を広く国民にアピールする。

基本的考え方

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知
- ・骨密度、口コモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知
- ・事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）などの研究結果の周知
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知
- ・「エイジフレンドリーガイドライン」エッセンス版による周知啓発
- ・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組促進、健康診断情報等の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進

○業種別の労働災害防止対策の推進

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント（RA）に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

- ・RA実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RA実施事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計使用の徹底
- ・熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、教育ツールの提供、「職場における熱中症 予防基本対策要綱」の周知・指導

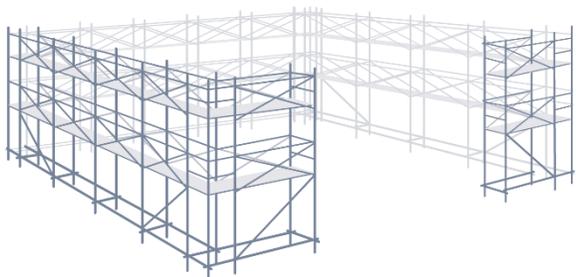


足場について



足場からの墜落防止措置が強化されます

- 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

- 1 一側足場の使用範囲が明確化されます**
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります**
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります**
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

- (1) 元請負人による見積条件の提示**
元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにならなければなりません。
- (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示**
下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。
- (3) 契約交渉**
元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。
- (4) 契約書面における明確化**
元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzensei.html



【問合せ先】

（足場からの墜落防止措置）お近くの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。
（安全衛生経費について）国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03（5253）8111（内線24813/24816）

改正労働安全衛生規則について

1 一側足場の使用範囲を明確化

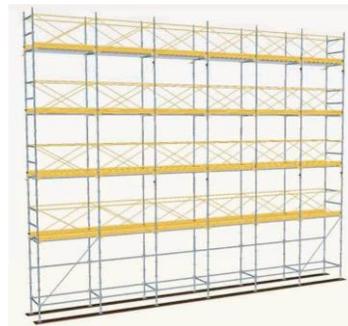
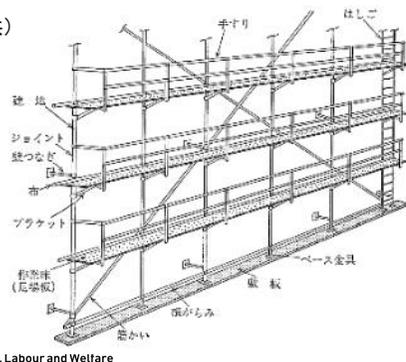
安衛則第561条の2

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。

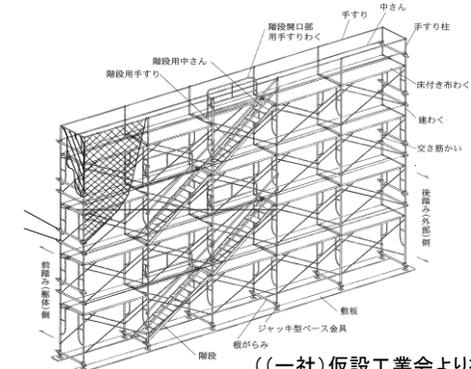
（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

（一社）仮設工業会より提供

一側足場の例



本足場の例

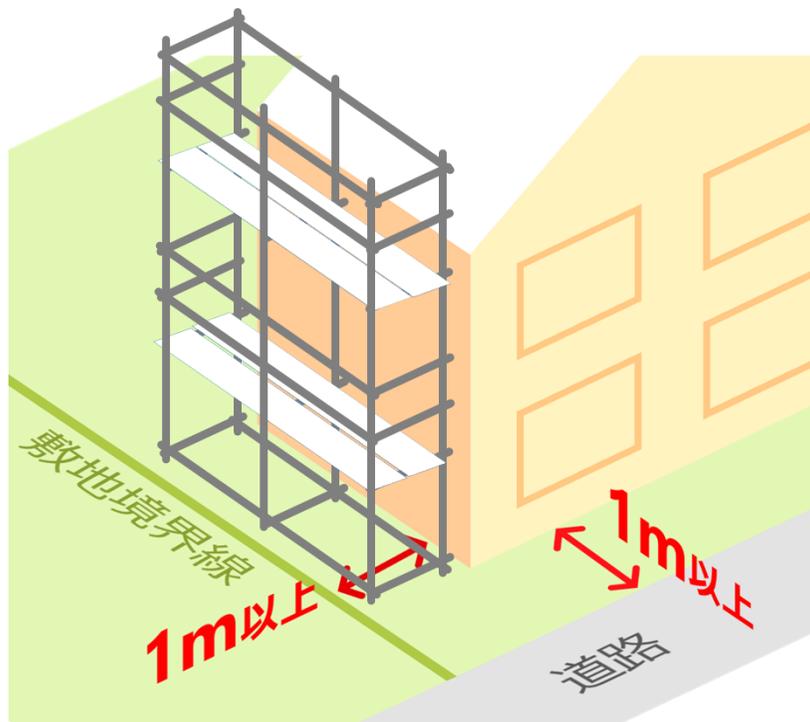


（一社）仮設工業会より提供

一側足場の使用範囲の明確化について

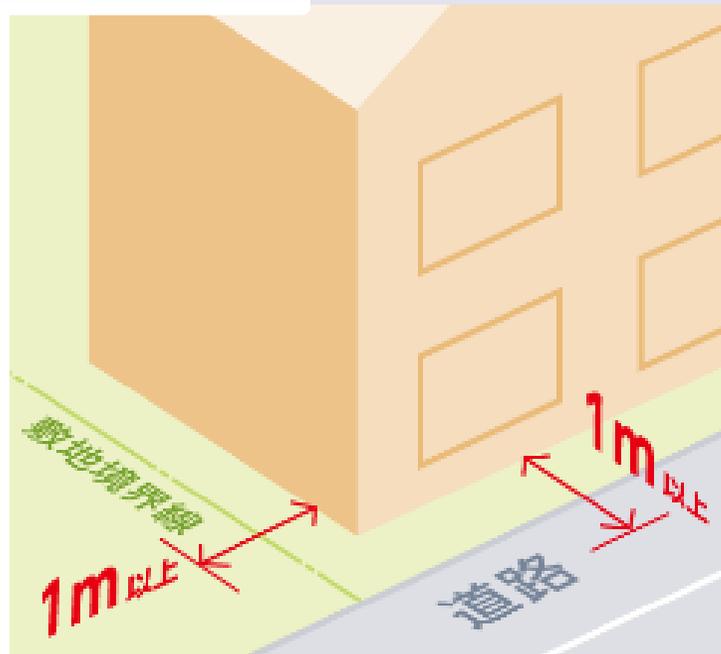
1 「幅が1メートル以上の箇所」について

基本的な考え方



足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。

例外について



足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。

一側足場の使用範囲の明確化について

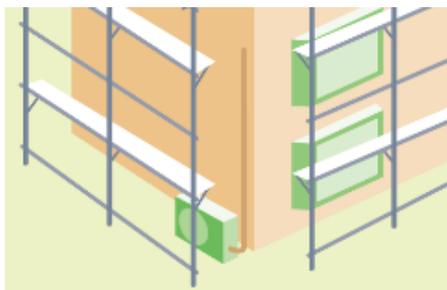
2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

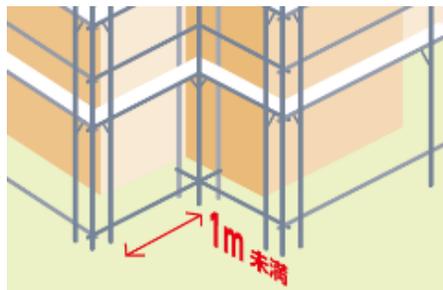
具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

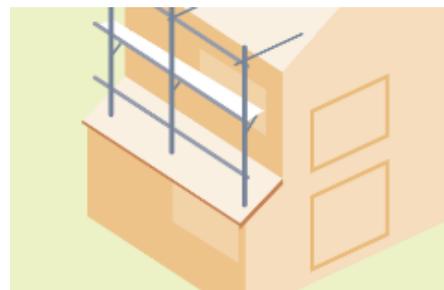
- ア 足場を設ける箇所の全部又は**一部に撤去が困難な障害物**があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに**隅角部を設ける必要**があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



アの例



イの建築物の例



ウの例



エの例

3 その他

- 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

安衛則第567条第3項及び第655条第2項

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

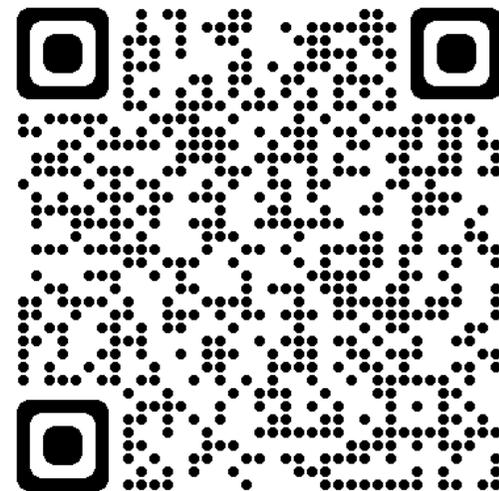
公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について 22

足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

- 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。
- 安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（※）**が望ましいこと。
- 足場の点検に当たっては、**「足場等の種類別点検チェックリスト」（推進要綱別添）**を活用することが望ましいこと。
（※）組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（推進要綱別添参照）
 - ・ **足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者**
 - ・ **労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者**
 - ・ **全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者**
 - ・ **建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検義務研修」を受けた者**



足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について 23

足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

- 組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。
- 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、**「足場等の種類別点検チェックリスト」**を活用することが望ましいこと。

【資料】

足場等の種類別点検チェックリスト () 足場用 - (注1) -

足場等点検チェックリスト

工事名 () 工期 () ~ () (注2)

点検者氏名 () (注3)

点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その他) (注4)

足場等の用途、種類、用途 () (注5)

点検事項 (注6)	点検の状況 (注7)	異常の有無 (注8)	異常の箇所 (注9)	異常の程度 (注10)
1 床材の取り付け及び状態				
2 床材、布及び脚部の取付及び取外しの有無				
3 架橋材、横金具の取付及び取外しの有無				
4 足場用壁 (設備) の取付及び取外しの有無				
5 欄干等 (落下防止部) の取付及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 腐食、変え、変ったまき等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 床材、布及び脚部の取付状態				
9 突っ張り部とつり索との取付状態及びつり索の取付状態				

今回の改正により
「点検者を指名」
することを定めた
条文

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1
施行

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所*において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

*足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

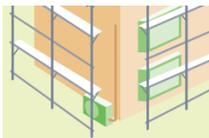
● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

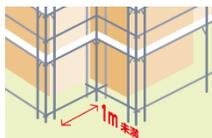
なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



*図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

本日の内容

最近の法改正について



令和6年3月18日公布

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医 選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告（ストレスチェック）
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

雇用・労働

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)

[電子申請について](#) [関係資料](#)

電子申請について

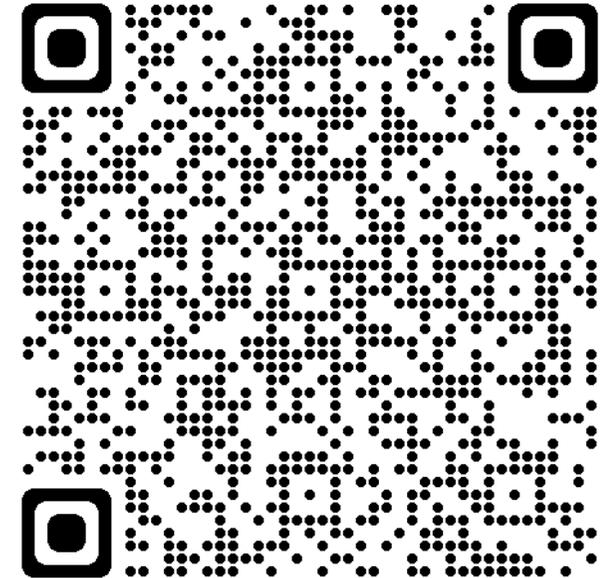
令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます。

[PDF](#) リーフレット「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)」 [885KB]

テーマ別に探す

- 健康・医療
- 福祉・介護
- 雇用・労働
- 年金
- 他分野の取り組み

関連リンク



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/den_shishinsei_00002.html

労働者死傷病報告

① 事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

② 被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③ 傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④

電子申請に当たっては 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス をご活用ください

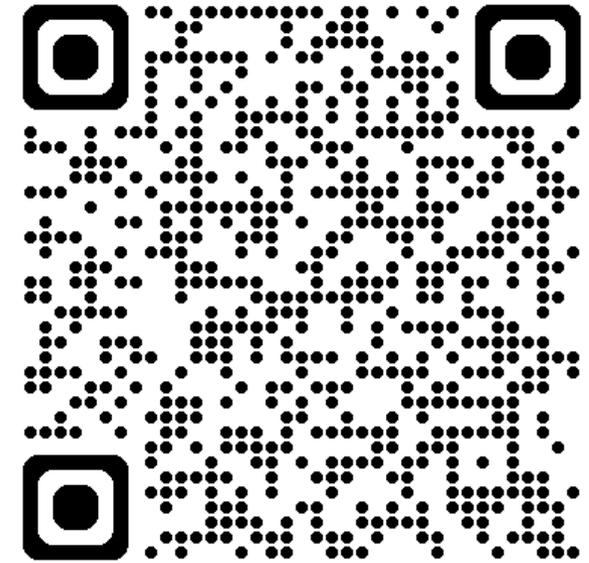
電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

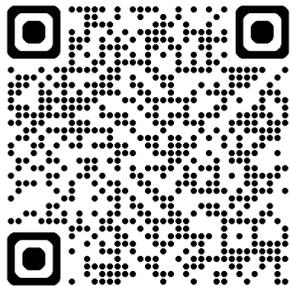
また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。





<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner>

東京労働局
公式X



フォロー
チャンネル登録
よろしく
お願いします

東京労働局
公式Youtube
チャンネル



2025年1月から 労働者死傷病報告

等の電子申請が 原則義務化 されます。



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人**
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等**

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主要内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① **作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面**
 - ② **特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面**
- については、**事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨**されます。

個人事業者等の安全衛生対策について

概要等

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」（同法第1条）ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきたことに加え、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下で、デリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところです。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者等による国家賠償請求訴訟の最高裁判決では、労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨であるとの判断がなされたことを踏まえ、令和4年に請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行いました。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会において、安衛法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきかなどについて、別途検討することとされたほか、個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が相当数発生している状況があることから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討を行い、検討会報告書を取りまとめています。

・[個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会](#)

[PDF](#) [「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 報告書」](#) [1.8MB] [📄](#)

労働安全衛生規則等の一部改正（2025年4月～施行）

労働安全衛生規則等の改正で、危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第20条等に関する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施することが事業者にも義務付けられます。

政策について

▼ 分野別の政策一覧

[▶ 健康](#)[▶ 福祉](#)[▶ 雇用](#)[▶ 雇](#)[▶ 人](#)[▶ 労](#)[▶ 雇用環境・均等](#)[▶ 非正規雇用（有期・パート・派遣労働）](#)

携帯ホームページ



▶ [携帯版ホームページ](#)では、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

別添

令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落防止対策

一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則（令和5年厚生労働省令第22号。以下「改正安衛則（足場関係）」という。）の全面施行、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月1日付け基発第0401012号、令和5年12月26日最終改正）の策定等を踏まえ次の対策を推進する。

ア 足場等からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死者数の約2割が足場に関連したものととなっている。こうした災害を防止するため、幅が1メートル以上の箇所における本足場の使用の徹底、足場の点検時の点検者の指名の徹底等、改正安衛則（足場関係）に基づく措置の徹底を図る。また、あらゆる機会を活用し、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知を図り、その普及・定着を促進する。

また、特に木造家屋等低層住宅建築工事においては、墜落・転落災害が多発していることから、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」（令和6年3月）の周知とその定着に取り組む。

【事業者が行うこと】

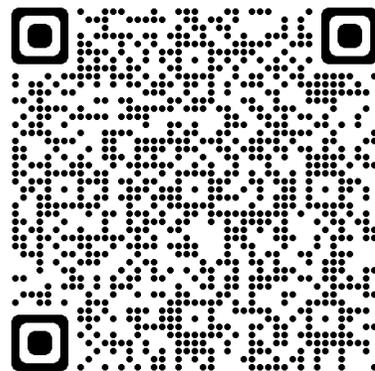
改正安衛則（足場関係）に基づき、本足場の使用や、足場の点検者の指名等の措置を講じるとともに、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講ずることとするリスクアセスメントに取り組むこととする。

さらに、「足場からの墜落・転落防止対策」（令和5年2月9日付け基安発0209第2号、イキ、わく組足場における「上さん」のクリスト）の活用、足場の組立て等の安全な作業による事故の発生防止、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく

対策の徹底を図る。また、あらゆる機会を活用し、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知を図り、その普及・定着を促進する。

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死



Safe Work TOKYO
建設ホームページ

2024年6月版
東京労働局安全課
各労働基準監督署

令和6年度 建設業における安全衛生対策の推進について

東京労働局管内の建設業における労働災害は、長期的には減少傾向を示しておりますが、近年増加傾向となっております。また、重篤な墜落・転落災害が発生しているなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が求められています。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

つきましては、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が図られますよう、お願いいたします。



Safe Work TOKYO HP



～トップが発信！ みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」～

第14次労働災害防止計画推進中



東京労働局HP
(建設)

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ

 労働災害統計

 労働災害事例

 各種教材・ツール

 化学物質

- [各種教材・ツール \(日本語\)](#) • [Learning Materials and Tools \(英語\)](#) • [各种教材、资料 \(中国語\)](#)
- [Các loại giáo trình/công cụ \(ベトナム語\)](#) • [Iba't ibang materyales/kagamitan sa pagtuturo \(フィリピン語\)](#)
- [សម្ភារៈអប់រំ/ឧបករណ៍ \(カンボジア語\)](#) • [Semua Materi & Sumber \(インドネシア語\)](#)
- [สือและสื่อการสอนประเภทต่างๆ \(タイ語\)](#) • [သင်ထောက်ကူပစ္စည်းအမျိုးမျိုး \(ミャンマー語\)](#)
- [प्रत्येक किसिमको शिक्षण सामग्री, उपकरणहरू \(ネパール語\)](#)
- [Төрөл бүрийн сургалтын материал болон хэрэгсэл \(モンゴル語\)](#)
- [Materiales educativos y otras herramientas \(スペイン語\)](#)
- [Materiais e Ferramentas de Aprendizagem \(ポルトガル語\)](#) • [각종 교재 · 도구 \(韓国語\)](#)



働く人

家族

企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。



ご安全に！